

軍備部方式の破綻と海軍軍拡計画の再編(上)

1883 - 86年

池 田 憲 隆

0 . 序論

1 . 軍備部方式の破綻

- 1) 「83年軍拡実行プラン」の概要
- 2) 「83年軍拡実行プラン」の遂行状況
- 3) 軍拡財源(増税分)の推移
- 4) 軍備部収支の検討(以上、本号)

2 . 艦船整備の展開過程

3 . 海軍公債の発行と海軍軍拡計画の変容

4 . 結論

0 . 序論

本稿の課題は、1883年度から開始された軍備部方式による海軍軍拡計画が破綻し、あらたな財源として海軍公債を発行することによって軍拡計画が再編される過程を検討することである。旧稿でもみたように、近年の財政史研究では松方財政を「軍拡財政」として特徴づけることについては否定的な見解が主流となっている。筆者もこの時期における松方正義の政策理念は紙幣整理を最優先する点にあったと評価しているが、松方財政が内外の情勢変化の中で軍事費膨張の起点となった点も無視できない事実であると考えている。

上記の課題について代表的研究(室山[1984]および高橋[1995])は多くの成果をあげているが、当該期において松方ないしは緊縮派の財政理念が基本的に貫徹したと主張する点にはいささか疑問がある。83年軍拡実行プランが決定された時点で、「増税の範囲内に軍拡費を抑え込む」という構想は放棄されていた¹⁾のであり、その後の展開も軍拡費の膨張を抑えるものとはならなかったのではないだろうか。この疑問点について室山はほとんど関説していないが、高橋はほぼ次のような点から緊縮派の方針貫徹を説明している²⁾。

海軍は強硬な繰上げ要求で予算を獲得したにもかかわらず、83年度から85年度にかけて実際には支出できなかった。それは「工事の遅れに原因があった」からであり、結果として「修正(実

行)プラン」は事実上「当初プラン」に近づいた。軍備部方式に基づく軍拡計画の破綻が明らかになった後、86年度予算をめぐる各省から新規要求が噴出したが、井上馨を中心にして松方と伊藤博文などが政府主流(緊縮)派を形成し、陸軍については進行中の軍拡を中止して当初プランにもどし、海軍については新規要求を認めないが、修正プランの支出計画は認める、という財政緊縮路線で政府内をまとめた。これに対する陸海軍の中堅層からの反発は大きかったが、海軍軍艦製造費に別財源(=海軍公債発行)を導入することによって、とりえず既定の海軍軍拡計画の範囲内におさえ、陸軍の不満も若干の予算増加を認めることによって、全体として緊縮路線は貫徹しえたのであった、と。

以上の主張は、当時の外交・政治・財政・軍事の関わりを丹念に分析したうえでなされており、学ぶべき点が多いが、軍拡計画との関係において緊縮派の方針が貫徹しえたのかという点については疑問が残る。そこで、本稿ではまず軍備部の破綻について、再度実証的な検討を加え、次に軍拡計画による海軍の艦船整備がどのように進行していったのかを確認したうえで、最後に軍拡計画の再編過程を海軍の造艦費を中心に検討することにした。

1. 軍備部方式の破綻

軍備部方式の破綻原因については、すでに従来の研究において基本的な解明がなされているかにみえる。それは、主として次の2つの点から説明されている。第1に「83年軍拡当初プラン」が陸海軍による相次ぐ増額要求によって「83年軍拡実行(修正)プラン」へと変更を余儀なくされたことであり、第2に厳格な紙幣整理の実行が強力なデフレを招き、それによって財源として見込んでいた増税額が急激に低下していったことである。これらの結果、支出が当初の計画より増大していったのに対して、逆に財源は減少していったため、軍備部方式は破綻せざるをえなかった、という結論であった。

しかしながら、まず第1点については予算レベルの分析に止まっており、また第2点についても財源不足の実態を具体的に検討しているとはいえず、結果として軍備部の収支について十全に解明されているとはいいがたい。それゆえ、まず「実行プラン」が現実にどの程度実施されたのかという観点から決算の分析が不可欠であり、次に財源不足の具体的分析が必要であり、最終的にはそれらの結果をもとにして、軍備部の収支が具体的に検討されなければならないのである。

1)「83年軍拡実行プラン」の概要

軍備部の支出を基本的に規定していたのが、「83年軍拡実行プラン」(表1)³⁾であった。このプランが、松方大蔵卿が当初軍備部方式を提案した際の軍拡案(「83年軍拡当初プラン」)に比べて全体として増額されたものであったことは、先行研究がすでに明らかにしている⁴⁾。そのため、このプランではたとえ増税額が予定通りであったとしても、4年目の86年度になると軍備部は単年度・

表1 1883年軍拡実行プラン

(単位：千円)

| 費目\年度 | 1883 | 1884 | 1885 | 1886 | 1887 | 1888 | 1889 | 1890 | 総計 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 軍艦製造費 | 4,384 | 4,388 | 2,133 | 2,415 | 3,330 | 3,330 | 3,330 | 3,330 | 26,640 |
| 軍艦維持費 | 250 | 404 | 599 | 799 | 999 | 1,200 | 1,398 | 1,598 | 7,247 |
| 軍艦航海費 | 44 | 52 | | | | | | | 96 |
| 火薬製造興業費(海軍) | 43 | 44 | | | | | | | 87 |
| 兵器費(海軍) | 1 | | | | | | | | 1 |
| 陸軍兵員増加費 | 1,500 | 2,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 27,500 |
| 東京湾砲台建築費 | 193 | 322 | 489 | 974 | 965 | 971 | 847 | 400 | 5,161 |
| 村田銃及弾薬製造費 | 156 | | | | | | | | 156 |
| 軍人恩給、武官年金 | 270 | 274 | 169 | 274 | 274 | 274 | 274 | 274 | 2,083 |
| 海軍小計 | 4,722 | 4,888 | 2,732 | 3,214 | 4,329 | 4,530 | 4,728 | 4,928 | 34,071 |
| 陸軍小計 | 1,849 | 2,322 | 4,489 | 4,974 | 4,965 | 4,971 | 4,847 | 4,400 | 32,817 |
| 総計 | 6,841 | 7,484 | 7,390 | 8,462 | 9,568 | 9,775 | 9,849 | 9,602 | 68,971 |
| 増税額に対する過不足 | 659 | 16 | 110 | - 962 | - 2,068 | - 2,275 | - 2,349 | - 2,102 | - 8,971 |
| 収支累計 | 659 | 675 | 785 | - 177 | - 2,245 | - 4,520 | - 6,869 | - 8,971 | - 20,663 |

(出典) 史料[1]「自十六年度至二十二年度軍備皇張費」(p.321 - 333)によるが、85年度陸軍兵員増加費は史料[2]陸軍卿陸軍經費定額削減シ能ハザル理由ノ上奏(p.257)により修正した。なお、史料[1]は作成期日が明記されていないが、83年度決算確定後に作成されたものと推定される。

(注) 増税額は当初プランの設定に従って750万円として計算した。

累計ともに赤字に転落してしまい、その後は大幅赤字を累積させていくことになる。「軍拡費を増税分の範囲内に収める」という松方の当初の政策意図がまったく貫徹しえていないことは明白である。しかも、軍艦維持費を見積りの半額程度しか計上しないことによって海軍軍拡費全体が抑制されたという印象をつくりだしているが、このことは逆に後年度になって軍艦維持費増額が要求される可能性を示している。以上の点からみても、「経費の大幅増額が認められた時点で、すでに増税 = 軍備部方式は破綻が約束されていた」⁵⁾ことは否定できないのである。

2)「83年軍拡実行プラン」の遂行状況

まず、陸海軍省費以外に計上されている軍拡関連費目について、予算と決算の推移を追い、予算がどの程度消化されたのかという観点から軍拡費支出の遂行状況を検証する。決算報告書上で確認できる費目を集計したものが表2である。これによると、軍艦製造費および東京湾砲台建築費などの製造・工事を伴ういわば物件費的費目の消化率が悪いのに対して、軍艦航海費や軍人恩給・武官年金給という人件費的費目の消化率が非常によいことがわかる。しかも、83年度の軍艦製造費は繰上げプラン⁶⁾によって増額が認められているはずであるが、決算報告書上では当初計画の予算額が計上されているにすぎない⁷⁾。これを表1の数値(軍艦製造費 = 4,384千円)に振り替えて計算すると、消化率はわずかに63.2%でしかないのである。

他方で、軍拡予算で軍艦製造費とともに大きな比重を占めている陸軍兵員増加費については、陸軍省費内に編入されて独自の款項は立てられていないので、消化率を明示的に確認することはでき

表2 軍拡予算の消化状況(1883 - 85年)

(単位:千円)

| 年 度 費 目 | 1883 | | | 1884 | | | 1885 | | |
|--------------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| | 予算 | 決算 | 予算消化率 | 予算 | 決算 | 予算消化率 | 予算 | 決算 | 予算消化率 |
| 軍艦製造費 | 3,330 | 2,770 | 83.2% | 4,388 | 3,580 | 81.6% | 2,133 | 1,818 | 85.2% |
| 軍艦航海費 | 0 | 20 | * | 0 | 128 | * | | | |
| 火薬製造興業費(海軍) | 87 | 73 | 83.9% | | | | | | |
| 東京湾砲台建築費(陸軍) | 240 | 193 | 80.4% | 240 | 141 | 58.8% | 489 | 273 | 55.8% |
| 軍人恩給、武官年金 | 277 | 270 | 97.5% | 274 | 271 | 98.9% | 169 | 177 | 104.7% |
| 小 計 | 3,417 | 2,863 | 83.8% | 4,388 | 3,708 | 84.5% | 2,133 | 1,818 | 85.2% |
| 海軍省費 | 3082 | 3095 | 100.4% | 3,226 | 3,144 | 97.5% | 2,716 | 2,807 | 103.4% |
| 陸軍省費 | 10,106 | 9,691 | 95.9% | 10,615 | 10,765 | 101.4% | 9,596 | 10,124 | 105.5% |

(出典)史料3より作成。

(注) 軍拡費のうち、軍艦維持費は海軍省費に、兵員増加費は陸軍省費に算入されており、独自の款項は立てられていない。

ない(海軍省費中の軍艦維持費も同様)。しかしながら、83・84年度の予算の策定にあたっては、軍拡予算を除いたすべての各庁経費を82年度の水準に据え置くということが基本方針として閣議で承認されていたのであるから、陸軍省費の増分は概ね軍拡費の編入部分とみてよいのではないかとと思われる⁸⁾。そこで次善の策として、陸軍省費の予算消化率をみておくと、83年度は95.9%、84年度が101.4%となる。これもかなりよい消化率であることがわかる。同じく海軍省費の消化率も良好である。

このように、軍拡プランに基づき計上された軍拡費は人件費的費目は順調に消化されていったが、物件費的費目は強引に要求して獲得したにもかかわらず、消化はかならずしも十分ではなかったのである。この点について海軍に即してみると、すでに旧稿でも指摘したように海外発注に関しては艦種や発注先の決定などに迷走があったためであり、国内建造に関しては横須賀造船所および民間造船所の建造能力に関する過大評価があったことなどによるが、より根本的には海軍自身にこれほどの軍拡予算を獲得しようという認識がなかったことによる準備不足のためであった⁹⁾と考えられる。この点は、陸軍の東京湾砲台建築費にも同様のことがいえると思われるが、それについてここでは詳らかにしない。

3) 軍拡財源(増税分)の推移

軍備部方式の重要なポイントが、軍拡費以外の予算を82年度並に据え置き、軍拡費の財源を特定の税の増税部分によってのみ補うこと、つまり軍拡費を増税の範囲内に抑えるという点にあったことはいうまでもない。この財源は当初酒造税と煙草税の増税部分が充てられる予定であり、1000万円と見積もられていた¹⁰⁾。ところが、増収見通しは低下していき、「83年軍拡当初プラン」が策定されたときには750万円であった。その後、実際の財源は酒造税中の造石税と煙草税の増税部分と新設された仲買人税の合計額になったものと考えられ¹¹⁾、その推移は表3のようなものであった。

これによると、83年度予算は750万円をほぼ満額確保する予定で見積もられていたが、その決算

表3 軍拡財源予算決算(1882-85)

(単位:千円)

| 年度 | 1882 | | 1883 | | | | 1884 | | | | 1885 | | | |
|---------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|
| | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算増分 | 決算増分 | 予算 | 決算 | 予算増分 | 決算増分 | 予算 | 決算 | 予算増分 | 決算増分 |
| 造石税(a) | 9,613 | 15,300 | 15,605 | 11,302 | 5,992 | 1,689 | 15,676 | 12,991 | 6,063 | 3,378 | 0 | 15 | -9,613 | -9,598 |
| 煙草税(a) | 349 | 281 | 974 | 2,154 | 625 | 1,805 | 1,588 | 1,294 | 1,239 | 945 | 1,284 | 905 | 935 | 556 |
| 仲買人税(a) | 0 | 53 | 933 | 329 | 933 | 329 | 272 | 394 | 272 | 394 | 309 | 164 | 309 | 164 |
| 小計(a) | 9,962 | 15,634 | 17,512 | 13,785 | 7,550 | 3,823 | 17,536 | 14,679 | 7,574 | 4,717 | 1,539 | 1,084 | -8,369 | -8,878 |
| 造石税(b) | | | | | 6,265 | | | | | 6,367 | | | | 0 |
| 煙草税(b) | | | | | 626 | | | | | 1,240 | | | | 1,022 |
| 仲買人税(b) | | | | | 933 | | | | | 272 | | | | 310 |
| 小計(b) | | | | | 7,824 | | | | | 7,879 | | | | 1,332 |
| 当初見積額 | | | | | 7,500 | 7,500 | | | 7,500 | 7,500 | | | | 5,625 |
| 過不足額(a) | | | | | 50 | -3,677 | | | 74 | -2,783 | | | | 13,994 |
| 過不足額(b) | | | | | 324 | | | | 379 | | | | | -4,293 |

(出典) a系列の数値は史料3]、b系列は史料1]「自十六年度至二十二年度軍備皇張費」(p.321, 323, 325)より作成。

(注) 各年度の増分はすべて82年度予算に対するものである。1885年度は9ヵ月決算のため、当初見積額を補正してある。

では増税収入は半額程度でしかなかった。84年度予算もほぼ同様の見積もりであり、前年度よりも約80万円程度の微増に止まっている。「83年軍拡当初プラン」が修正されて「83年軍拡当初プラン」が策定されたのは83年度予算決定時であると考えられるから、その予算見積もりが過大であったとはいえないかもしれないが、83年度税収をある程度把握でき、その落ち込みが明らかになりつつあった時期に策定された84年度予算は過大であったといわざるをえない。85年度予算ではもはや当初より増税の見込みは立たず、実際に決算においても増収どころか大幅な減収となっており、いわば負の財源でしかなかったのである。

このように、軍備部の財源として設定された造石税などの増税案はプラン策定当初より、その実効が疑問視されるものであり、実際に83年度中には当初の見積額に遠くおよばないことが財政当局には認識されていたものと思われる。そして、85年度予算編成時においては、もはや財源としての役割がまったく果たせなくなったことが明白であった。

4) 軍備部収支の検討 - 軍備部方式の総括

ここまで、1883 - 85年度における予算・決算からみた軍拡の遂行状況とその財源の確保について検討してきた。最後に、軍備部自体の収支を具体的に検討するとともに、軍備部の評価を総括しておきたい。

表4は軍備部の収支について『歳入歳出決算報告書』から作成したものである。これによれば、83年度予算では当初プランの見積額(226万円)に比べると少ないものの、180万円あまりの繰入を見込んでおり、決算では約157万円が繰り入れられたことになっている。84年度になると、繰入額予算がわずか20万円弱でしかなく、しかも軍拡関係費の一部増加によって減額され、最終的には繰入額決算は0となり、そのうえ軍備部から逆に約18万円の持ち出し(充用)となってしまった。85

年度に至っては、当初より繰入は放棄され、決算では約130万円の充用となり、軍備部のファンドはほとんど底をついた状態となっている。

こうして、以下のような松方の弁明がなされ、86年度以降以降の軍備部廃止が閣議に提案されることとなるのであった。

酒造税煙草税等ノ増加ニ依リ陸海軍ノ拡張費ニ充テ之ヲ国庫中別途計算ト為シ毎年支出ノ残額ハ軍備部ニ繰入レ以テ其予備費タラシムノ方針ニテ明治十六年度ヨリ二十三年度ニ至ル八年計画ヲ立テ既ニ実行シ来レリト雖モ毎年度要スル所ノ費額ハ予定外ニ出テ十八年度ニ於テハ三百七十九万円ノ不足ヲ告ケ之ヲ常用ヨリ補填シタリ此ノ勢ヲ以テスレハ予定ノ末年タル二十三年度ニ至ラハ無慮一千万円ノ不足ヲ生スヘク別途計算ノ方法ハ有名無実ニシテ当初ノ計画ハ全ク画餅ニ帰シタリ¹²⁾

表4 軍備部収支（1883 - 85年度）（単位：千円）

| 年 度 | 1883 | 1884 | 1885 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 繰入額予算 | 1,816 | 195 | 0 |
| 繰入額増額 | 1006 | 0 | 0 |
| 繰入額減額 | 1255 | 195 | 0 |
| 繰入額決算 | 1,567 | 0 | 0 |
| 充用額決算 | 0 | 182 | 1,263 |
| 軍備部残高 | 1,567 | 1,385 | 122 |
| 繰入額増額内訳 | | | |
| 大蔵省印刷局作業純益積金 | 150 | | |
| 軍艦製造費支出残余 | 759 | | |
| 砲台建築費支出残余 | 47 | | |
| 海軍省火薬製造興業費支出残余 | 44 | | |
| 賞勲年金中武官年金 | 4 | | |
| 軍人恩給 | 3 | | |
| 小計 | 1,007 | | |
| 繰入額減額内訳 | | | |
| 軍艦製造費増額 | 1,054 | | |
| 軍艦航海費増額 | 44 | 52 | |
| 海軍兵器購買費増額 | 1 | | |
| 海軍省水雷局庁舎建築費 | | 54 | |
| 海軍省火薬製造所建築費 | | 44 | |
| 村田銃製造等増額 | 156 | | |
| 陸軍省砲台建築費増加 | | 45 | |
| 小計 | 1,255 | 195 | |
| 充用額決算内訳 | | | |
| 海軍省水雷局庁舎建築費 | | 146 | |
| 陸軍省砲台建築費増加 | | 37 | |
| 小計 | | 183 | |

（出典）史料 3 より作成。ただし、内訳はp.31およびp.170の記述による。

しかしながら、この松方の弁明と表4（すなわち決算報告書）の数値にはじつは重大な疑問点がある。まず、松方は軍備部破綻の原因として「毎年度要スル所ノ費額ハ予定外ニ出」たことをあげているが、実際には税収が当初の見込をはるかに下回っていたことこそ直接的な原因であった¹³⁾ことは明らかであろう。次に表4についてはいくつもの疑問点¹⁴⁾があるが、最大のものは繰入額決算の信憑性である。

すでにみたように、83年度の増税による軍拡財源は決算においては382万円程度でしかなかった（表3参照）。それに対して、83年度軍拡費決算額は物件費関連が未消化で予算に比べて減少しているとはいえ、少なくとも450万円程度には達している¹⁵⁾。軍備部方式の本来の趣旨は既述のように、増税部分を収入として軍拡経費を支出として計画前半期には収入が支出を上回り、その剰余を一般会計と切り離れた軍備部に繰り入れて蓄積するという設計であった。ところが、1年目の83年度からして増税収入は明らかに支出を下回っているため、繰入できるはずがない。その点から、83

年度軍備部予算はともかく、決算はまったく机上の計算にすぎず、実際に繰入はなされなかったと推測できる¹⁶⁾。また、84年度以降はほとんど無意味な数字と見てよいであろう。

以上の点から、さきの松方の説明は故意に事実を歪めたものと評価するほかない。実際には、陸海軍の要求に屈して予算増額を受け入れたが、陸海軍（とくに海軍）はそれらを消化しきれず、決算額においては当初プランに近づいたにもかかわらず、財源とした増税部分がまったく予定を下回ったために、軍備部は1年目より繰り入れをおこなうことができなかった、というべきであろう。それゆえ、軍拡費は初年度より常用部の補填に頼らざるをえず、軍拡費を一般会計から分離し、増税収入の範囲内に限って軍拡費を認めるという原則は画餅にすぎず、軍備部方式は発足当初よりすでに破綻していたといわざるをえないのである。（未完）

【注】

- 1) 室山[1984]は「陸海軍の相次ぐ増額要求を受け入れ、他方で財源は「当初プラン」通り既定の増税額750万円の範囲でこれを処理しようとしても、それは不可能であろう」(p.129)と述べているし、高橋[1995]も「最終的に決定された軍拡財政計画では、緊縮派の意図はつらぬかれず、それは、軍に大きく譲歩し、紙幣整理と軍拡の二兎を追う政策的合理性を欠くものとなっていた」(p.96)と評価している。
- 2) 高橋[1995]第1篇第2章第2節。
- 3) すでにこれと同様の表は室山[1984] p.128、高橋[1995] p.90において提示されていた。前者は史料1]「自十六年度至二十二年度軍備皇張費」の数値をそのまま表にしているのに対して、後者は当初プランに対する修正過程を加味して独自に集計したため、室山の数値と若干異なっている。筆者も旧稿において高橋とほぼ同様の推計をおこなった(池田[2001] p.51)が、校正ミスから出典が欠落しており、また注の記述にも誤りがあったため、現時点でより正確と思われる数値を出典とともに提出しておきたい。
- 4) 室山[1984] pp.127 - 131、高橋[1995] pp.93 - 96。
- 5) 室山[1984] p.129。高橋[1995]もほぼ同様の評価をしている(pp.95 - 96)だが、それにもかかわらず軍備部方式が当初の予定通り実施されたのはなぜか、という点については両者ともなから明らかにしていない。それに対して、神山[1995]は「実施計画の累積収支が赤字になるのは八七年度以降であった。… 中略 八七年度中には紙幣整理の目処がつくと考えていた松方にとって、この計画は紙幣整理と矛盾するものではなかった」(p.18)と述べているが、以下本文でみるように支持しがたい。
- 6) 池田[2001] pp.50 - 51。
- 7) この点は繰上げプランの性格(後年度予算からの前借り)からいえば必ずしも不当とはいえないが、84・85年度予算については当初計画の数値ではなく、繰上げ後の予算が記載されている点は整合的とはいえないであろう。
- 8) 実際には、83年度の陸軍省費予算は82年度決算に比べて1,828千円増加しており、これは陸軍省費に編入される予定であった軍拡予算(陸軍兵員増加費+村田銃及弾薬製造費=1,656千円)よりやや多い。同じく84年度は2,337千円増加しており、軍拡予算は2,000千円であるから、これもやや多い。海軍軍拡予算編入部分(ほぼ軍艦維持費)は海軍省費増分とほぼ照応しているようにみえるが、前年度以前には含まれていた軍艦製造費330千円が軍拡費に移管されているので、これもやや増加していることになる。
- 9) 池田[2002] pp.23 - 25。
- 10) 高橋[1995] p.87。
- 11) 史料1]「自十六年度至二十二年度軍備皇張費」p.321。ただし、造石税については史料1]と歳入出決算報告書(史料3])とは数値が異なっており、前者には自家用料酒鑑札料の一部が算入されていると推定される。
- 12) 史料4] pp.18 - 19。

- 13) この点は、すでに佐藤[1963](p.87)が指摘している。ただし、その根拠となる数値はやや異なっている。
- 14) たとえば繰入額増額に大蔵省印刷局作業純益積金が算入されている点は臨時収入として組み入れられたと思われるが、軍艦製造費等の軍拡経費が繰入額増額にも減額にも計上されている点は理解しがたい。また、軍艦製造費の繰入額減額1,054千円は繰上げプラン予算不足と一致するが、繰入額増額759千円の根拠が不明である。
- 15) 決算報告書上で確認できるのは表2のとおり2,863千円であるが、既述のように軍艦維持費と兵員増加費が海軍省費と陸軍省費に算入されており、これらはほぼ満額支出されていると想定できるから、83年度軍拡費決算の総計は4,613千円と推定される。
- 16) この点は、83年度繰入高決算額(1,567千円)が表1の出典として使用した史料[1]「自十六年度至二十二年度軍備皇張費」(p.323)における同年度の繰入額に一致していることも傍証となる。というのは、後者の数値は基本的には計画=予算レベルのものであるが、この史料の作成が83年度決算期に作成されたためか、83年度の数値については費目によって決算の数値に正確に合致するものも入り交じった奇妙なものとなっているのである。なお、史料[5]「軍備部計算ノ件」(pp.123 - 135)の数値は基本的にさきの史料[1]「自十六年度至二十二年度軍備皇張費」と同一である。

【参考文献】

- 池田憲隆「松方財政前半期における海軍軍備拡張の展開 1881 - 83年」弘前大学人文学部『人文社会論叢』(社会科学篇)6号、2001年
- 池田憲隆「1883年海軍軍拡前後期の艦船整備と横須賀造船所」弘前大学人文学部『人文社会論叢』7号、2002年
- 神山恒雄『明治経済政策史の研究』塙書房、1995年
- 佐藤昌一郎『松方財政』と軍拡財政の展開』福島大学『商学論集』32巻3号、1963年
- 高橋秀直『日清戦争への道』東京創元社、1995年
- 室山義正『近代日本の軍事と財政』東京大学出版会、1984年

【史料】

- [1]伊藤博文編『秘書類纂 財政資料』中巻、原書房復刻版、1970年[原本は1936年]
- [2]伊藤博文編『秘書類纂 兵政関係資料』、原書房復刻版、1970年[原本は1935年]
- [3]『歳入歳出決算報告書』明治十六・十七・十八年度
(大蔵省編『明治前期財政経済史料集成』第六巻、明治文献資料刊行会版、1963年)
- [4]大東文化大学東洋研究所編『松方正義関係文書』三、1981年
- [5]伊藤博文編『秘書類纂 財政資料』下巻、原書房復刻版、1970年[原本は1936年]

[付記：本稿は、財団法人福武学術文化振興財団平成14年度研究助成金を受けた研究成果の一部である。]